

第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1

計画の推進体制

環境基本計画は、その取り扱う環境の範囲や環境施策の分野が多岐にわたるため、所管課である生活環境課が中心となり、庁内関係課、市民や事業者、コミュニティ推進協議会、近隣の市町村等の連携・協働により推進します。

また、「津島市環境基本計画策定委員会」を母体とする「津島市環境基本計画推進委員会」、庁内関係課で構成される「庁内環境会議」を設置し、本計画及びこれに基づく環境施策の実施状況等を点検・評価していきます。

① 市民・事業者・行政との協働

市民、事業者及び行政の取組みについては、環境施策ごとに整理している主体別環境指針に基づきますが、持続可能で快適なまちの実現に向けて、環境保全に関わる様々な主体の連携・協働により、取組みを推進します。

② 県・近隣市町村との連携

日光川をはじめとする河川環境の改善や生態系ネットワークの形成といった広域的な対策が必要となる問題については、愛知県や近隣の市町村と連携し、広域的な視点で取り組みます。

③ 環境基本条例の制定

本計画の見直しに向けて、津島市の環境の保全に関する基本姿勢や方針を明らかにするため、基本理念や原則のほか、行政、事業者及び市民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を条例で定めることを検討します。

④ 庁内環境会議の設置

庁内関係課によって構成する「庁内環境会議」において、本計画に基づく環境施策の実施状況の検証・評価を行います。

⑤ 津島市環境基本計画推進委員会の設置

本計画の策定に携わった「津島市環境基本計画策定委員会」を母体として、学識経験者を含め、市民や事業者、各種団体・機関の代表等によって「津島市環境基本計画推進委員会」を構成し、庁内環境会議が取りまとめる環境施策の評価結果を確認するとともに、津島市の区域における環境の保全に関する基本的事項や計画の推進に関する助言等を行います。また、計画の見直しや改定にあたっては、計画の目標指標の評価・検証を行い、必要な助言を行います。

2

計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて着実に実施します。

計画の進捗状況は、庁内環境会議において計画に基づく環境施策の実施状況を評価・検証するとともに、津島市環境基本計画推進委員会において、計画の目標指標の評価・検証を行います。



